

不動産鑑定業の登録申請(新規・更新)に係る提出書類一覧

【提出書類】

	個人申請	法人申請
1	登録申請書(別記様式第七)	登録申請書(別記様式第七)
2	不動産鑑定業経歴書	不動産鑑定業経歴書
3	不動産鑑定士及び士補の氏名記載書	不動産鑑定士及び士補の氏名記載書
4	法第25条各号に該当しない旨の誓約書	法第25条各号に該当しない旨の誓約書 (法人分と役員分の2種類)
5	◎ 専任の不動産鑑定士がいる旨の証明書	専任の不動産鑑定士がいる旨の証明書
6	申請者の住民票(個人番号を記載しないもの)	
7		定款又は寄付行為
8	◎ 申請者の略歴書	各役員 of 略歴書
9	専任の不動産鑑定士の略歴書	専任の不動産鑑定士の略歴書
10	△ 専任の不動産鑑定士の登録通知書(写)	△ 専任の不動産鑑定士の登録通知書(写)
11	△ 専任の不動産鑑定士の退職証明書	△ 専任の不動産鑑定士の退職証明書
12	事務所の位置図 (最寄駅が入ったもの)	事務所の位置図 (最寄駅が入ったもの)
13		専任の不動産鑑定士及び役員 of 住民票 (個人番号を記載しない、かつ、申請日から 3か月以内に発行されたもの)
14		登記事項証明書(商業登記簿謄本) (申請日から3か月以内に発行されたもの)

(10～13は埼玉県で独自に提出をお願いしている書類です。)

上記提出書類のうち、不要になるもの	
△ 更新登録の場合	10. 11
◎ 登録申請者(個人)が専任の不動産鑑定士 を兼ねる場合	5. 8

※14の登記事項証明書(商業登記簿謄本)については、原本での提出が必要になります。そのため、電子申請であっても原本の郵送をお願いします(1～13の書類はファイルの添付が可能です)。

【申請手数料】

	新規登録	更新登録	登録換え
埼玉県知事登録	15,600円	12,400円	12,400円

手数料の支払いについては、電子申請では電子収納のみとなります。紙での申請では、県庁にお越しただいてキャッシュレスでの支払いが原則となります。令和6年3月31日までは、上記の区分に応じた金額の埼玉県収入証紙を貼付して申請することも可能です。

【提出部数】

	正本	写し
埼玉県知事登録	1部	1部

- ★ 登録の有効期間は5年です。
- ★ 更新の登録申請は、有効期間満了日の30日前までに行ってください。

埼玉県企画財政部土地水政策課 土地政策担当 TEL 048-830-2188